

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、市町村の廃置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例に関する事項

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するものとする。

2 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への三箇月の掲載期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に掲載されていた期間を通算するものとする。

二、選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去に関する事項

市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときには、選挙の行われる区域)において、

当該ポスターを撤去しなければならないものとする。

三、施行期日等に関する事項

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。
- 2 一 2 は、選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用するものとする。
- 3 二 は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。